

東松島市結婚祝金支給事業及び東松島市結婚仲人報奨金支給事業について

東松島市では、令和3年度から、人口の維持・安定を図る地方創生の推進に向けて、若い皆さんの結婚を促し、本市への移住、定住につなげるため、次の事業をスタートすることになりましたので、お知らせします。

1 東松島市結婚祝金支給事業

(1) 支給条件

- ア 令和3年4月1日以降に婚姻した夫婦であること。
- イ 婚姻日において、夫婦のいずれか一方の年齢が39歳以下であること。
- ウ 婚姻届提出後、夫婦のいずれもが市内に居住し3か月以上経過していること。

(2) 支給額

支給条件を満たす夫婦1組につき、2万円を支給します。

(3) 支給時期

原則として、婚姻した夫婦のいずれも市内に居住し3か月以上経過したことを確認後、結婚祝金を支給します。

(4) 申請先及び期限

市民生活課または鳴瀬総合支所で申請を受け付けます。
申請期限は、婚姻日から1年以内とします。

2 東松島市結婚仲人報奨金支給事業

(1) 支給条件

- ア 仲人は事前に仲人登録届を市民協働課（大溜分庁舎）に提出すること。
- イ 仲人は婚姻した夫婦と二親等以内の親族でないこと。
- ウ 結婚した夫婦は、上記1（1）のア、イ、ウの条件にあてはまること。

(2) 支給額

1組の成婚につき、4万円を支給します。

(3) 支給時期

原則として、婚姻した夫婦のいずれも市内に居住し3か月以上経過したことを確認後、報奨金を支給します。

(4) 申請先及び期限

市民協働課（大溜分庁舎）で申請を受け付けます。
申請期限は、婚姻した夫婦の婚姻日から1年以内とします。